平成２９年（フ）第４１２号
東京都練馬区北町２丁目24―12　第３タイトクハイム306
破産者　野坂　美幸
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４４１号
東京都北区豊島５丁目４－２―1102、開始決定時の住所東京都北区豊島５丁目４－１－936
破産者　椎木　美雄
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４８４号
東京都練馬区光が丘２丁目８－１―509
破産者　坂下ちづ子
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９２号
東京都江戸川区本一色１丁目33―８
破産者　三枝　明人
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５６号
東京都練馬区旭丘１丁目34―７　國原方
破産者　中村　昭夫
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５９号
東京都江戸川区東小松川４丁目49―８―101　市川第３マンション
破産者　前田　直美
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６４３号
埼玉県川越市砂新田１丁目２－９－202、開始決定時の住所埼玉県入間郡三芳町大字北永井940―３
破産者　秋田　浩正
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０３号
東京都豊島区駒込１丁目７－７
破産者　原田　季和
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０５号
東京都豊島区駒込１－７－７、住民票上の住所東京都豊島区駒込３丁目３―19
破産者　原田万紗子
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１８号
東京都西東京市田無町２丁目１－１―1408
破産者　越野　譲二
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２３号
東京都葛飾区高砂３丁目２―29―206
破産者　平野　　孝
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８２４号
東京都葛飾区高砂３丁目２―29―206
破産者　平野　由美
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４６号
東京都中野区弥生町２―44―８―802、住民票上の住所東京都世田谷区北烏山１丁目９－25
破産者　鈴木　　潤
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８７５号
東京都荒川区南千住８丁目３－７―702
破産者　森本　昌宏
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０３号
東京都国立市谷保6846―１　スタジオ202
破産者　日浦　治隆
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０５号
東京都品川区西品川２丁目12―６―502
破産者　藤田　雅之
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９２１号
東京都板橋区赤塚新町３丁目12―25　コーポステラⅢ205
破産者　井手　　彰
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９８３号
東京都板橋区高島平２丁目９－２―201
破産者　北島　雅彦
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９８６号
東京都練馬区春日町３丁目29―20　ＡＺＡ中の宮Ｂ101
破産者　石津　利男
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０３２号
東京都江戸川区東葛西４丁目１－９　サンシティースガＮＯ１　201、開始決定時の住所東京都江戸川区東葛西１丁目20―６―102
破産者　佐藤　博和
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１０４０号
東京都杉並区高円寺南５丁目11―26―104
破産者　高橋　　寛
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６９号
鹿児島市東俣町3372番地
破産者　株式会社鹿児島タニザキ
1　決定年月日　平成29年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係